

あかいしの郷 介護予防短期入所生活介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恒仁会が開設するあかいしの郷短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防短期入所生活介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員及びその他の職員(以下「従業者」という。)が、要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業所は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 この事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 あかいしの郷短期入所生活介護事業所
- (2) 所在地 静岡県榛原郡川根本町徳山1620番地の1

(短期入所生活介護事業所の利用定員)

第4条 この事業所の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 利用定員 20名
- (2) 居室の定員 4名以内

2 事業所は、指定を受けた利用定員及び居室の定員を超えて利用させてはならない。ただし災害時等の場合はこの限りではない。

3 併設の特別養護老人ホームあかいしの郷において、入所者に利用されていない居室又はベッドを利用した指定介護予防短期入所生活介護事業も行う。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。(員数は常勤換算)

- | | | | |
|---------------|-------|---|---|
| (1) 管 理 者 | 1名 | (特別養護老人ホーム あかいしの郷 管理者・あかいしの郷デイサービスセンター 管理者 兼務) | 事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他管理を一元的に行う。 |
| (2) 生 活 相 談 員 | 1名以上 | (特別養護老人ホーム あかいしの郷 生活相談員 兼務) | 利用者の生活相談、苦情への対応、介護予防短期入所生活介護計画の作成及び変更等の業務に従事する。 |
| (3) 介 護 職 員 | 27名以上 | (特別養護老人ホーム あかいしの郷 介護職員 兼務) | 利用者の日常生活全般にわたる介護業務に従事する。 |
| (4) 看 護 職 員 | 3名以上 | (特別養護老人ホーム あかいしの郷 看護職員兼機能訓練指導員・あかいしの郷 短期入所生活介護事業所 機能訓練指導員 兼務) | 利用者の保健衛生管理及び看護業務に従事する。 |
| (5) 栄 養 士 | 1名以上 | (特別養護老人ホーム あかいしの郷 栄養士・あかいしの郷 デイサービスセンター 栄養士 兼務) | 食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等の業務に従事する。 |
| (6) 機能訓練指導員 | 3名以上 | (特別養護老人ホーム あかいしの郷 看護職員兼機能訓練指導員・あかいしの郷 短期入所生活介護事業所 看護職員 兼務) | 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練業務に従事する。 |
| (7) 事 務 職 員 | 3名以上 | (特別養護老人ホーム あかいしの郷 事務職員・あかいしの郷 デイサービスセンター 事務職員 兼務) | 庶務及び会計業務等に従事する。 |
| (8) 医 師 | 1名以上 | (特別養護老人ホーム あかいしの郷 医師 兼務) | 利用者の健康管理及び療養上の指導を行う。 |
| (9) そ の 他 | 8名以上 | (特別養護老人ホーム あかいしの郷・あかいしの郷 デイサービスセンター 兼務) | 利用者の調理業務等に従事する。 |

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 営業時間 24時間

(サービス内容の説明並びに同意及び契約)

第7条 事業所は、サービス提供の開始に際して、利用申込者又はその家族に対して、重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

(介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第8条 介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

- 2 生活相談員は、利用者やその家族の希望及び利用者について把握した課題に基づき、介護予防短期入所生活介護計画の原案を作成する。原案は、他の従業者との協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載する。
- 3 生活相談員は、介護予防短期入所生活介護計画の原案について利用者に説明し、同意を得る。
- 4 生活相談員は、介護予防短期入所生活介護計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、介護予防短期入所生活介護計画の実施状況を把握する。

(サービスの取り扱い方針)

第9条 事業所は可能なかぎりその居宅において、要支援状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
- 3 事業所は、サービスを提供するに当たって、介護予防短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。
- 4 事業所は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいよう説明を行う。
- 5 事業所は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。また身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- 6 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、介護予防短期入所生活介護計画及び提供サービス内容を見直すことで、常にその改善を図ることとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用)

第10条 サービスの内容は次のとおりとし、指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定受領代理サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)」によるものとする。

(1) 介護サービス

- ① 食事の介助
- ② 排泄の介助
- ③ 入浴の介助
- ④ 着替え等の介助
- ⑤ 移動の介助
- ⑥ その他介助全般

(2) 機能訓練

(3) 健康管理

(4) 相談及び援助

(5) 送迎サービス

(6) 食事サービス

(7) レクリエーションの実施

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

(1) 第12条に規定する通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎の費用として、実施地域を越えた地点から1キロメートルごとに50円

(2) 滞在に要する費用 (別紙)

(3) 食事の提供に要する費用 (別紙)

(4) 理髪 (別紙)

(5) 日常生活品 (別紙)

(6) その他指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(利用料の変更等)

第11条 事業所は、介護保険関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

- 2 事業所は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第12条 通常の送迎の実施地域は、島田市、川根本町の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第13条 利用者は、サービスを利用するにあたって、以下に掲げる事項に該当する場合はサービスを受けることができないことがある。

- (1) 伝染性疾患により、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ、治療が必要である場合。
- (2) 利用者の行動が他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ、利用者に対する通常の介護方法ではこれを予防できない場合。
- (3) 故意に法令や管理規程等に違反しあるいは重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがない場合。

- 2 サービスを利用するにあたっての重要事項説明書は別冊による。

(緊急時等における対応方法)

第14条 従業者は、指定介護予防短期入所生活介護の実施中に、利用者の症状に急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び看護職員に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害時に適切に対応するため、非常災害に関する具体的な計画を立てるとともに、非常災害に備えるために、定期的に避難、救出、その他必要な訓練に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための担当者とする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待

等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用者支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

(3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する。

(4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町関係者に報告を行い、事実確認のために協力をする。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(衛生管理)

第17条 事業所は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護及び秘密の保持)

第18条 事業所は、個人情報の取得、管理、利用及び開示にあたり、事業所が定める個人情報保護に関する基本方針に沿い、利用目的を明示した上で、法令を遵守して適切に取り扱い個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

3 従業者でなくなった者も同様とする。

(苦情処理及び損害賠償)

第19条 事業所は、利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受け付ける窓口を設置するものとする。

2 利用者又はその家族からの苦情に対して、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 利用者に対して賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに対応するものとする。

(記録の整備)

第20条 事業所は、従業者・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

(掲 示)

第21条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する事項を掲示する。

(従業員の研修)

第22条 事業所は、従業員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

(その他)

第23条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人恒仁会と事業所の管理者と協議において定めるものとする。

(付 則)

この規程は平成13年8月1日より施行する。

この規程は平成17年10月1日より改正施行する。

この規程は平成18年4月1日より改正施行する。

この規程は平成21年3月1日より改正施行する。

この規程は平成23年12月1日より改正施行する。

この規程は平成24年4月1日より改正施行する。

この規程は平成24年6月1日より改正施行する。

この規程は平成26年8月1日より改正施行する。

この規程は平成27年4月1日より改正施行する。

この規程は平成27年8月1日より改正施行する。

この規程は令和6年4月1日より改正施行する。

この規程は令和6年8月1日より改正施行する。

費 用 区 分	費 用 の 額		
滞在に要する費用	従来型個室	日額	1,231円
	多床室	日額	915円
滞在に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	(第1段階認定者)		
	従来型個室	日額	380円
	多床室	日額	0円
	(第2段階認定者)		
	従来型個室	日額	480円
	多床室	日額	430円
	(第3段階①認定者)		
	従来型個室	日額	880円
	多床室	日額	430円
	(第3段階②認定者)		
	従来型個室	日額	880円
	多床室	日額	430円
食事の提供に要する費用	日 額		1,455円
	朝 食	1食	385円
	昼 食	1食	555円
	夕 食	1食	505円
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	(第1段階認定者)	日額	300円
	(第2段階認定者)	日額	600円
	(第3段階①認定者)	日額	1,000円
	(第3段階②認定者)	日額	1,300円
日常生活品	箱ティッシュ	1箱	80円
	ハブラシ	1本	130円
	歯磨き粉	1本	160円